

令和 5 年 11 月 2 日

田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良 様

田原市上下水道料金検討委員会

会長 菊地 裕幸

水道料金及び下水道使用料のあり方について（意見書）

田原市上下水道料金検討委員会は、「水道料金及び下水道使用料のあり方」について、令和 4 年度及び 5 年度の 2 か年度にわたり慎重に検討を行った結果、別紙のとおり意見書を提出します。

水道料金のあり方について（意見書）

令和5年11月2日

田原市上下水道料金検討委員会

1. はじめに

本市の水道事業は、昭和 32 年の供用開始以来、安心安全で安定した水の供給や災害に強い水道の構築のため、適切かつ効率的な水質管理体制や施設管理体制の確保、計画的かつ効率的な水道施設の整備・更新・耐震化を進めている。

我々の生活に不可欠な水道は、料金収入を財源として維持管理、設備整備を実施してきたが、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少に伴って料金収入は減少しており、事業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増している。一方で、昭和 50 年代に整備した多くの施設の老朽化が進み、改築・更新投資の時期を迎えている。加えて、物価上昇や電気料金等の高騰に伴う費用の増加も見込まれており、安定的な事業経営を継続するために、経営基盤を強化することが求められている。

田原市上下水道料金検討委員会（以下、「本委員会」という。）では、こうした現状を踏まえ、「水道料金のあり方」について、水道事業の将来を見据えるとともに、将来世代へ過大な負担を残すことのないように、家庭、企業、市といった様々な視点から慎重に議論を行った。

2. 水道事業の現状

(1) 事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

供用開始年月日	昭和 32 年 9 月 1 日	計画給水人口	66,100 人
		現在給水人口	59,186 人

平成 15 年 8 月 20 日、田原町と赤羽根町が合併して田原市となり、計画給水人口 53,200 人、1 日最大給水量 29,000 立方メートルとなった。

さらに平成 17 年 10 月 1 日、渥美町と合併し、現在では、計画給水人口 66,100 人、1 日最大給水量 33,960 立方メートルとなっている。

本市の水道水は、そのほとんどを、豊川用水を水源とした愛知県営水道から購入している。

(2) 料金改定について

昭和 60 年以降、料金改定を実施していない（市町村合併による料金統一及び消費税率の改定時を除く）。

(3) 料金回収率について

水道事業は公営企業会計であり、必要経費を料金収入で賄うことを前提としているが、本市水道事業の令和 4 年度料金回収率は 97.8%であり、平成 28 年度以降は 100%を下回る状態が続いている。そのため、業務の効率化、経費削減等による料金回収率の改善に取り組んできた。

また、料金回収率を近隣・類似団体（近隣団体は豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市、類似団体は常滑市・犬山市である。以下「比較団体」という。）と比較した場合、比較団体の平均値は 100%を超えており、本市は改善すべき状況にある。

料金回収率…料金収入と給水に係る必要経費との関係を見る指標。

100%以上の場合、必要経費を料金収入で賄えていることを表す。

（４）料金体系について

本市の水道料金は水道メーターの口径別で決まる固定料金（基本使用料）と、使用水量に応じて増加する使用水量料金（従量料金）、の２つから構成される。

家庭で利用する口径 13mm の水道料金について比較団体と比べると、本市の固定料金は比較団体よりも高いものの、使用水量料金は低めに設定しているため、使用水量が多くなるほど、比較団体よりも安価で利用することができる。

（５）更新投資について

昭和 50 年代に集中的に整備してきた水道管等の施設・設備が 40 年を経過し、耐用年数を迎えていることから改築・更新に取り組んでいる。

平成 30 年度以降、田原市水道事業基本計画に基づき、各年度 5 億円超の改築・更新を継続している。適切な資産管理（ストックマネジメント）を行い、改築・更新の優先順位が高いものから工事を行っているものの、資材価格や人件費等の上昇、撤去復旧費の増加により、計画通りの進捗が実現できていない状況である。

3. 意見内容

本委員会は、「水道料金のあり方」について討議し、次のとおりの結論に達した。

水道料金

- ・ 令和 6 年度に、全体の改定率 18% 増の改定を実施する。
- ・ 固定料金は一律 15%、使用水量料金は一律 20% 改定する。

【令和 6 年度からの料金体系（税込、1 か月分）】

固定料金（基本使用料）

口径	改定案	現行	増加額
13mm	1,078 円	935 円	+ 143 円
20mm	2,915 円	2,530 円	+ 385 円
25mm	4,939 円	4,290 円	+ 649 円
30mm	7,722 円	6,710 円	+ 1,012 円
40mm	15,433 円	13,420 円	+ 2,013 円
50mm	26,444 円	22,990 円	+ 3,454 円
75mm	68,057 円	59,180 円	+ 8,877 円
100mm	127,644 円	110,990 円	+ 16,654 円
150mm	316,382 円	275,110 円	+ 41,272 円

使用水量料金（従量料金）

水量	改定案	現行	増加額
1 – 10 m ³	79.2 円	66.0 円	+ 13.2 円
11 – 20 m ³	92.4 円	77.0 円	+ 15.4 円
21 – 30 m ³	145.2 円	121.0 円	+ 24.2 円
31 – 50 m ³	171.6 円	143.0 円	+ 28.6 円
51 – 100 m ³	211.2 円	176.0 円	+ 35.2 円
101 m ³ –	224.4 円	187.0 円	+ 37.4 円

4. 結論に至った理由

(1) 投資の試算

耐用年数を迎えた施設・設備の更新投資は、資材価格など物価水準の上昇により整備時点よりも多額の更新費用が見積られているため、ストックマネジメントにより投資計画に優先順位をつけ、平成 30 年に策定した中長期の経営計画（以下、「経営戦略」という。）の目標、基幹管路耐震管率 50%を達成できるよう、当面各年度 5 億円超の投資を継続する。今後は老朽化に伴う水道管の破損等による住民生活への影響を最低限に抑えるために、更新工事を加速していく必要がある。

(2) 財源の試算

平成 28 年度以降、料金回収率が 100%を下回る状況が続いていること、人口減少に伴う料金収入の減少、電気料金等の維持管理費の増加によって、令和 6 年度以降は赤字決算が見込まれる。更新投資の財源は事業利益及び内部留保資金であり、確保できない財源は企業債の発行を予定している。

企業債は返済が必要な財源であり、返済が必要な財源への依存は、将来世代へ過大な負担を残す可能性があるため、幅広い世代で更新投資の財源を公平に負担するためにも早期の料金改定が必要である。

(3) 料金改定率について

料金回収率が 100%未満であるため、更新投資の財源とすべき内部留保資金を運転資金として取り崩していること、加えて、現在の料金水準は国の補助金の要件を満たしていないため、必要な補助金を受けられていない状況である。

公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を基準として、料金算定期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とした場合、改定率は 36.1%と大幅な値上げが試算された。そのため、補助金獲得の見込みを反映させたくて、料金算定期間の最終年度、令和 10 年度までの安定経営を見込むことができ、経営戦略の目標「料金回収率 100%以上」を達成できる水準として、全体で 18%の改定とした。

(4) 料金体系について

固定料金は、高いほど事業者の経営基盤を強化できる一方で、少量使用者の負担が増加する。また、使用水量料金は、逦増制を採用しているため、使用水量が多い使用者ほど負担は大きくなる。

そのため、現状の料金体系を大きく変えず、固定料金と使用水量料金の比較団体とのバランスを考慮した結果、固定料金を一律 15%、使用水量料金を一律 20%の改定とした。

(5) 改定時期について

本市の人口は直近 5 年間（平成 29 年度から令和 4 年度）で約 3,600 人減少しており、その減少スピードは経営戦略の人口推計の予測を上回っている。人口の減少が水道使用者及び給水量の減少に繋がること、財源の試算においても令和 6 年度に赤字決算が見込まれており、持続的かつ安定経営のためには、料金算定期間の初年度である「令和 6 年度」に改定することが妥当である。

5. 附帯意見

(1) 今後の料金の見直しについて

毎年の管路更新率の状況等を踏まえ、増額改定だけでなく、場合によっては減額改定の可能性も検討するように、料金を定期的に見直すこと、また、その説明の場を設けることを期待する。

(2) 使用者の水道経営への理解促進について

広報等により本委員会での検討内容を広く周知することに加え、水道料金の改定は、市民生活に大きな影響を与えることを踏まえ、使用者にわかりやすい内容で丁寧な説明を行われたい。

水道事業の継続と料金改定の必要性に関する使用者の理解促進に努められたい。

（３） 更新費用の適正化について

配管劣化の余寿命診断や更新方法の改善など、最新の知見も活用する等して、更新費用の適正化に努められたい。

6. 附属資料

審議経過

	開催日	検討内容等
第1回	令和4年 10月12日	料金改定の可否の検討 ・ 水道事業の現状と課題 ・ 今後の更新投資額、収入の予測 ・ 料金改定の必要性
第2回	令和5年 2月15日	料金改定率の検討 ・ 料金改定の基本的考え方の確認 ・ 実際の工事価格と更新計画の試算 ・ 今後の収支予測と企業債残高の試算
第3回	令和5年 7月13日	料金体系の検討 ・ 口径別の給水栓数と料金収入の確認 ・ 水道料金算定要領の料金体系の考え方 ・ 5つの改定案の提示と他団体比較
第4回	令和5年 10月5日	意見書案の検討

田原市上下水道料金検討委員会

区 分	所属及び役職等	備考
会 長	愛知大学地域政策学部 教授	
副 会 長	田原市地域コミュニティ連合会 理事	
委 員	田原市民生児童委員協議会 会長	※
〃	田原市民生児童委員協議会 副会長	※
〃	渥美商工会 女性部 部長	
〃	田原市農業委員会 委員	※
〃	田原市農業委員会 会長職務代理者	※
〃	トヨタ自動車(株) 田原工場付 主査	

※田原市民生児童委員協議会、田原市農業委員会は委員改選あり

下水道使用料のあり方について（意見書）

令和5年11月2日

田原市上下水道料金検討委員会

1. はじめに

下水道は、我々の生活を安心・安全で快適になるよう支えている重要な社会インフラのひとつである。

田原市は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として下水道施設の整備を推進し、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントを含めた污水处理施設の普及に取り組んできた。現在では施設整備に区切りがつき、今後は施設の維持管理、耐震化や老朽施設の改築更新などに取り組んでいく必要がある。一方で、人口減少による使用料収入の減少、人件費や電気料金等の物価上昇に伴う維持管理費の増加など、下水道を取り巻く経営環境は、今後厳しさを増すことが予測されている。

このような状況の中で、安定した下水道サービスを将来にわたり提供し続けるためには、継続的に事業の効率化に取り組むとともに、必要な財源を確保し、経営の健全化を図る必要がある。田原市では、平成 20 年 10 月より浄化センターの包括的民間委託を開始し、コスト削減に取り組んでいるほか、ストックマネジメント計画に基づいた投資や、予防保全・事後保全に力を入れることで効率的な施設の更新・修繕を図っている。

下水道事業の污水处理に係る経費については、受益者である使用者が負担することが原則とされているものの、本市の下水道使用料は、供用開始以降、一度も改定を行っていない（消費税増等による改定を除く）。そのため、使用料収入で賄えない部分については市の税金から補てんし、污水处理に必要な財源を確保している。

田原市上下水道料金検討委員会（以下、「本委員会」という。）では、こうした現状を踏まえ、「下水道使用料のあり方」について、下水道事業の将来を見据えるとともに、将来世代へ過大な負担を残すことのないように、家庭、企業、市といった様々な視点から慎重に議論を行った。

2. 下水道事業の現状

(1) 事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティプラント事業
供用開始年月日	平成 3 年 4 月 1 日	昭和 54 年 10 月 1 日	平成 11 年 1 月 1 日
利用人口	30,146 人	21,411 人	258 人
使用料体系	従量料金制	定額料金制	従量料金制

(2) 使用料体系及び使用料改定について

公共下水道事業及びコミュニティプラント事業（以下、「公共下水道事業等」という。）については、排出量により使用料が増加する従量料金制による使用料体系を採用している。

農業集落排水事業については、一般家庭は定額料金、事業所は前年度の排出量による段階的な定額料金体系を採用している。どちらも、供用開始以降一度も使用料改定を行っていない。（消費税増等による改定を除く。）

(3) 人口減少と使用料収入

令和 5 年 3 月 31 日時点における田原市人口は 59,229 人である。令和 3 年 3 月に策定した中長期的な経営の基本計画である田原市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）では、令和 7 年度に人口 6 万人を下回ることを見込んでいたが、それを上回るペースで人口減少が進んでいる。

人口減少は下水道使用者及び排出量の減少に繋がるため、使用料収入に大きな影響を与える。実際、使用料収入は人口に連動し、減少傾向である。

（４） 下水道使用料の現状

現在、使用料で賄うべき維持管理費を使用料収入で賄いきれず、公共下水道では 20-30%程度、農業集落排水事業では 50%程度の使用料が不足している。この不足部分は、一般会計繰入金に頼っている状況である。一般会計繰入金には、下水道を利用していない住民からの納税額も含まれているため、現在の料金体系では、「かかった費用を、使った人が料金として支払う」という下水道事業の原則的な考え方を実現できていない。

3. 意見内容

本委員会は、「下水道使用料のあり方」について討議し、次のとおりの結論に達した。

下水道使用料

- ・ 2 段階に分けて増額改定を実施する。（全体の改定率 13.0％）
- ・ 第 1 段階目は、農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業等の使用料体系へ統合する。（令和 6 年度）
- ・ 第 2 段階目は、統合後の使用料を増額改定する。（令和 8 年度）
- ・ 第 2 段階目の基本料金は一律 110 円（2 か月当たり・税込）の増額、従量料金は一律 4％の増額とする。

【令和 6 年度からの農業集落排水使用料体系※】

（1 か月当たり・税込）

基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
770 円	0 – 10 m ³	0 円
	11 – 20 m ³	99 円
	21 – 30 m ³	110 円
	31 – 50 m ³	132 円
	51 – 100 m ³	154 円
	101 m ³ 以上	187 円

※公共下水道事業等における現行の使用料体系

【令和 8 年度からの使用料体系（各事業共通）】

（1 か月当たり・税込）

基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
825 円	0 – 10 m ³	0 円
	11 – 20 m ³	103.4 円
	21 – 30 m ³	114.4 円
	31 – 50 m ³	137.5 円
	51 – 100 m ³	160.6 円
	101 m ³ 以上	194.7 円

4. 結論に至った理由

(1) 投資の試算

本市の下水道施設は、主に平成 5 年度から平成 15 年度に、毎年度 30 億円超をかけて整備してきた。その多くが令和 25 年度から令和 34 年度に施設・設備の寿命である「耐用年数」を迎えると試算しており、改築及び施設・設備の更新に備えた財源の準備が必要である。

(2) 財源の試算

今後も人口減少は進行し、使用料収入も年々減少することを予測している。現行の使用料体系を継続した場合、現在と同水準の一般会計繰入金を補てんしても、令和 8 年度に下水道事業の現金預金は底をつく見込みである。将来にわたり下水道事業を運営するためには、使用料改定による収入の確保が求められる。

(3) 使用料の改定率

使用料改定にあたり、将来の収支予測は、経営戦略の収支計画を基礎とした。この収支計画では、令和 12 年度の「利益」と「現金預金」を黒字化することが求められており、下水道事業では、経費の削減や料金改定を検討しながら、その達成を目指している。

改定率+9%、+13%、+15%、+20%における試算を比較し、使用者の負担と中長期的な事業経営の視点から、令和 12 年度まで現金預金を確保できる+13%の改定とすることが妥当である。

(4) 不平等感の解消

現在、公共下水道事業等では、排出量が多いほど負担額は増える従量料金制を、農業集落排水事業では排出量に関係なく一定額を負担する定額料金制の使用料体系を採用している。従量料金制の場合は、定額料金制に比べて排出量が多い使用者ほど負担が大きくなる。これに対して、農業集落排水事業の定額使用料は、2 か月あたりの排出量が 47 m³未満の場合には、公共下水道事業等の従量使用料より高くなるため、農業集落排水事業の半数以上の使用者は公共下水道事業等よりも大きな負担となっている。

こうした使用者間の不公平感を解消し、排出量に応じた負担とするために、令和 6 年度に農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業等と統合することが妥当である。

なお、使用料体系を統合するのみでは（３）で述べた改定率 13%に達しないため、これを第 1 段階目の使用料改定とし、第 2 段階目として、全体の改定率が 13%に達するよう、統合後の使用料を改定する必要がある。

（５） 第 2 段階目の使用料改定

基本料金と従量料金から構成される使用料収入は、基本料金を改定すると排出量の影響を受けない収入が増加するため、事業の経営安定化に資する。一方で、従量料金を改定する方が、排出量に応じた使用料を支払うことになり、使用者負担をより考慮した改定に繋がる。

下水道事業者と使用者の双方の視点から、基本料金と従量料金を共に改定することとし、基本料金は+110 円（2 か月分、税込）、従量料金は、使用者間で同じ負担割合となることを重視して、排出量区分ごとに一律+4%の改定が妥当であると判断した。

また、改定の時期については、使用者の負担増加の緩和と、収支計画の最終年度である令和 12 年度に下水道事業者が現金預金残高を確保できることを考慮し、第 2 段階の改定は、令和 8 年度に実施することが妥当である。

5. 附帯意見

（１） 使用料体系の統合が及ぼす、学校、福祉施設、病院への影響について

使用料体系の統合により負担が大きくなる農業集落排水施設の利用者は、学校、病院等の公共性の高い施設である。今回の改定は、これら施設の利用者に及ぼす影響についてもよく検討されたい。

（２） 市民への広報及び理解促進について

下水道事業に対する市民の理解は、下水道事業への安心と信頼につながるため極めて重要である。広報等による本委員会における検討内容の公表に加え、市民の理解が得られるように、各地区の住民への丁寧で分かりやすい説明を行われたい。下水道事業の継続と使用料改定の必要性に関する住民理解の促進に努められたい。

（３） 更新費用の適正化について

下水道事業は、農業集落排水等の施設を公共下水道の施設に統合する等、施設の集約化や効率化により経費削減を図られているが、排水管劣化の余寿命診断や更新方法の改善など、最新の知見も活用する等して、今後も更新費用の適正化に努められたい。

6. 附属資料

審議経過

	開催日	検討内容等
第1回	令和4年 10月12日	使用料改定の要否の検討 ・下水道事業の現状と課題 ・今後の更新投資額、収入の予測 ・料金改定の必要性
第2回	令和5年 2月15日	使用料改定率の検討 ・使用料改定の基本的考え方の確認 ・今後の現金預金残高の予測
第3回	令和5年 7月13日	使用料体系の検討 ・改定パターンの整理 ・排出量別の利用件数の確認 ・5つの改定案の提示と他団体比較
第4回	令和5年 10月5日	意見書案の検討

田原市上下水道料金検討委員会

区 分	所属及び役職等	備考
会 長	愛知大学地域政策学部 教授	
副 会 長	田原市地域コミュニティ連合会 理事	
委 員	田原市民生児童委員協議会 会長	※
〃	田原市民生児童委員協議会 副会長	※
〃	渥美商工会 女性部 部長	
〃	田原市農業委員会 委員	※
〃	田原市農業委員会 会長職務代理者	※
〃	トヨタ自動車(株) 田原工場付 主査	

※田原市民生児童委員協議会、田原市農業委員会は委員改選あり